

マイナポイント第2弾

合計20,000円相当のポイント付与を開始しました

マイナポイントは、これまでマイナンバーカードの新規取得をした人に対して最大5000円相当のポイントが付与されていました。健康保険証利用申し込みを行なった人、公金受取口座登録を行なった人に対するポイント付与が始まり、合計最大2万円分のポイントを受け取ることができるようになりました。

要チェック！

5000円分のポイントを受け取り済みの人も、残り1万5000円分のポイントを受け取るためには、再度手続きが必要です。



▲マイナンバーカード

マイナンバーカードの新規取得など **5000円分** (付与率25%)

健康保険証としての利用申込み **7500円分** (直接付与)

公金受取口座の登録 **7500円分** (直接付与)

▲マイナポイント

※9月末までにマイナンバーカードを申請した人がマイナポイントの対象です

マイナポイントの申し込み方法

- ①自身のスマートフォンやパソコンから申し込む
- ②マイナポイント手続きスポットで申し込む
コンビニ・郵便局・携帯ショップなどにマイナポイントの予約・申し込みのための手続きスポットが設置されています。
お近くの手続きスポットの設置状況などは、マイナポイント事業ホームページをご確認ください。

市役所でマイナポイント申請の支援を行っています

マイナポイントの予約・申し込みについて、対応する機器がない場合や、設定方法に不安がある人などは、市役所でも予約・申し込みの支援を行っていますので、お気軽にご利用ください。

▶とき 平日 午前9時から午後5時まで

▶ところ 市役所1階

- ・手続きに必要なものは、広報こうし5月号20ページ、市ホームページまたは電話でご確認ください。
- ・決済サービスの種類によっては市役所では申し込みができない場合がありますのでご了承ください。
- ・支援窓口は7月以降申込み合うことが予想されます。時間に余裕をもってお越しください。令和5年2月未までが申請期限です。



●問い合わせ先

・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

・マイナポイントについて 企画課 企画広報班 ☎248-1813

▲市ホームページ

マイナンバーカードの申請は9月末までがおすすです

マイナポイントを取得するためには、令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請する必要があります。マイナポイントの申請を希望する人はご注意ください。申請期限の9月は窓口の混雑が予想されますので、余裕をもってお申込みください。

また、マイナンバーカードを申請してから受け取るまでに、1〜2カ月程度かかります。申請・受取窓口も混雑しますので、時間には余裕をもってご来庁ください。



マイナンバーカードの申請方法

カードの申請には、通知カードについている交付申請書が必要です。紛失した人は、市民課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所でも入手できます。

また、申請方法がいくつかありますので、自分にあった申請方法を選べます。

A 顔写真付き身分証	B その他身分証
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード	健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証(割印なし)、子ども医療費受給者証

方法① 窓口で POINT 受け取りは来庁不要



- ▼受付窓口
- 市民課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所
- ▼持ってくるもの
- ①通知カードまたは個人番号通知書
 - ②本人確認書類
- A Bから各1点、またはBから2点



方法② 郵送で POINT お近くのポストに投函で申請完了



交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真(裏面に氏名・生年月日を記入)を貼付して左記に郵送。

▼送り先 〒219-18732
日本郵便株式会社
川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター

- ※①②がない人はお問い合わせください。住民基本台帳カードをお持ちの方は必ずお持ちください。
- ▼無料で写真撮影を行ないます
- 申請書に必要な写真を無料で撮影しています。この機会をぜひご利用ください。
- ▼カードの受取方法
- 市から申請者へ、本人限定受取郵便で送付します。
- ※本人確認書類が不足した場合は、本人限定受取郵便での送付ができません。再度カードを受け取りに来庁する必要がありますのでご注意ください。

方法③ オンラインで POINT 自宅で簡単、スマートフォンで撮った写真でOK



パソコンやスマートフォンでマイナンバーカード総合サイトから申請用ウェブサイトにアクセスし、顔写真を添付して送信してください。

▼カードの受取方法

市から申請者へ交付通知書を送付しますので、市民課で受け取ってください。

●受取時の注意点

- ・入院中や寝たきりなどやむをえない理由などで直接窓口に来ることが困難な人は、代理人の受け取りも可能です。必要書類がありますので、必ず市民課まで、事前にお問い合わせください。なお、仕事や学校などの理由は対象となりません。